

令和5年12月1日

デイサービスセンターオアシス
(通所介護)

運 営 規 程

社会福祉法人 いなほ会

(運営規程設置の主旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人いなほ会が開設する指定通所介護事業所デイサービスセンター オアシス（以下「オアシス」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。（事業の目的）

第2条 オアシスは、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、介護保険法令の趣旨に従い通所介護計画を立案し適正な指定通所介護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 オアシスの職員は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンターオアシス
- (2) 所在地 沖縄県中頭郡中城村字添石363番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 オアシスに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりである。

職 種	員数	職 務 の 内 容
管理者	1人	施設の統括及び管理を行う
看護職員	1人以上	利用者の健康・医療に関することを通所計画に基づき行う
機能訓練指導員	1人以上	日常生活を営むに必要な機能の減退を予防する訓練の実施・助言を行う
介護職員	7人以上	通所計画に基づく介護を行う
生活相談員	1人以上	利用者に係る調整・相談援助や通所介護計画の作成等を行う
その他補助職	1人以上	介護職員の周辺業務や施設清掃等を行う

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

○営業日 月曜日～土曜日までとする。(祝日は営業する。)

※但し、原則として12月31日から1月3日までは除く。

○営業時間 午前8時30分～午後5時30分

○サービス提供時間

午前10時から午後16時15分までとする。

※但し、必要な場合には営業時間の延長を行うものとする。

(指定通所介護の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1日40人とする。

(指定通所介護の内容)

第8条 指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

1 食事の提供サービス

2 入浴サービス

3 日常生活動作の機能訓練

4 送迎サービス

5 アクティビティサービス

(通所介護サービスの利用料及び費用等)

第9条 前条に規定する通所介護サービスの提供は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に規定する利用料負担により実施する。

2 前項の利用料負担による通所介護サービスのほか、次の各号に掲げる事項については、利用者からの費用の支払を受けることができる。

(1) 食費の提供に関する費用

(2) 各号のほか日常生活において通常必要になるものであって、利用者負担させることが適当と認められる便宜の提供

3 前項第2号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的費用については、管理者が別に決める。

4 第2項に規定する通所介護サービスの提供にあたっては、利用者又は身元引受人(家族等)に対し、その内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、文書による同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は中城村、北中城村、宜野湾市、沖縄市の区域とする。

(非常災害対策)

第 11 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して、年 2 回以上の避難訓練、救出訓練を行い、つねに災害の発生、予防に万全を期すよう努める。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 職員は、指定通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 指定通所介護実施中に、天災その他の災害が発生した場合、職員は必要によりサービス利用者の避難等の措置を講ずる他、管理者に連絡の上、その指示に従うものとする。

(衛生管理)

第 13 条 常に利用者の保健衛生を保持するため、水道設備等の衛生管理、定期的な施設内外の消毒、備品の適正な管理を行う等、日常的に衛生管理に努める。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1)施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。)を概ね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2)施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3)施設において、職員に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(秘密保持等)

第 14 条 職員は、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。

2 オアシスは、職員であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(個別援助計画書の作成等)

第 15 条 オアシスは、居宅サービス計画書がたてられている場合はその計画に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの通所介護計画を作成し、利用者、家族に説明する。

2 オアシスは、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 オアシスは、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的で開催すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 サービス提供中に職員又は利用者の家族等による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合には、速やかに市町村及び保険者に通報する。

(業務継続計画の策定)

第 17 条 オアシスは、感染症や非常災害の発生において、ご利用者に対する指定通所介護サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(事業継続計画)を策定し、当該事業継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 オアシスは職員に対し、事業継続計画について説明し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 オアシスは、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第 18 条 オアシスは、利用者に対する指定通所介護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、市町村及び保険者に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

2 オアシスは、利用者に対する指定通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償することとする。

(苦情解決)

第 19 条 オアシスは、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第 20 条 オアシスは、利用者本人又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間等、その際の利

用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2、介護に直接携わる職員の内、医療・福祉関係の資格を有しない者について、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 現任研修 年1回

3 オアシスは、この事業を行うため、ケース記録、サービス提供票、利用者負担金、その他必要な帳簿を整備するものとする。

4 オアシスは、適切な指定通所介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

5 この規程の定めることその他、運営に関する重要事項は理事長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

この規程は、平成13年3月1日より施行する。

この規程は、平成15年1月13日より施行する。

この規程は、平成15年4月1日より施行する。

この規程は、平成15年11月1日より施行する。

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

この規程は、平成17年10月1日より施行する。

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

この規程は、平成24年10月1日より施行する。

この規程は、平成25年1月1日より施行する。

この規程は、平成25年10月1日より施行する。

この規定は、令和5年12月1日より施行する。